

資材置場等目的での農地転用許可の取扱いフロー

令和6年4月1日より、転用目的が資材置場等※である場合の農地転用許可について、次のとおり取り扱うこととなりました。

一時転用で目的達成できるかどうか十分にご検討のうえ、下記のとおり農業委員会事務局へ事前にご相談ください。

※建築物の建築や設置を伴わないもの。また資材置場のほかは駐車場も含まれます。

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる場合 等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建材資材の販売・リース会社等が生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる場合 等

▼資材置場等目的での農地転用許可の取扱いフロー

事業計画について、農業委員会事務局と協議してください

一時転用（転用期間が3年以内）で目的が達成されないか検討しましたか？

恒久転用でなければ達成できないものですか？

農業委員会事務局

県許可の場合：県へ報告します

「資材置場等目的での農地転用許可申請に係る連絡票」にて
(県は一時転用で達成できるかどうか検討し、結果を通知)

一時転用

一時転用の許可申請をしてください

許可

工事が完了するまでの間、許可日から
3カ月後及び1年ごとに報告書を提出してください

未完了：工事進捗状況報告書
完了：工事完了報告書

恒久転用

恒久転用の許可申請をしてください

許可

工事が完了するまでの間は、左記同様

完了報告があった日から3年間、6カ月ごとに実施状況報告書を提出してください

お問い合わせ

浪江町農業委員会事務局（農林水産課内）

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL 0240-23-5706 FAX 0240-23-5712